

議案第30号

天理市工場等誘致条例の一部改正について

天理市工場等誘致条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年3月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例

天理市工場等誘致条例（平成7年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「天理市基本構想に掲げる産業・居住ゾーンのうち市長が定める区域」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。